

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介
～発明の技術的意義の解釈に効果が参酌された判例～

平成31年（ネ）第10019号

控訴人（第1審原告）：生活地図株式会社

被控訴人（第1審被告）：ヤフー株式会社

2019年 9月20日

執筆者 弁理士 田中 伸次

1. 概要

本件は、名称を「住宅地図」とする特許第3799107号の特許権（以下「本件特許権」といい、この特許を「本件特許」という。また、本件特許の願書に添付した明細書及び図面を「本件明細書等」という。）の専用実施権を有していた控訴人が、被控訴人がユーザ端末にインストールされているWebブラウザを介してユーザ端末のディスプレイに地図を表示できるようにしたプログラム（以下「被告地図プログラム」という。）を製作し、ユーザの求めに応じて被告地図プログラムによってユーザ端末のディスプレイに電子地図（以下「被告地図」という。）を表示させる行為が、本件特許権の専用実施権の侵害（直接侵害）に該当し、又は被控訴人による被告地図プログラムの製作が上記専用実施権の間接侵害（特許法101条1号）に該当する旨主張して、被控訴人に対し、専用実施権侵害の不法行為に基づく損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

2. 特許請求の範囲の記載

1) 本件特許の特許請求の範囲の請求項1に係る発明（以下「本件発明」という。）

本件発明は以下のとおりである。以下の記載は判決文からの引用である。

- A 住宅地図において、
- B 検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については居住人氏名や建物名称の記載を省略し住宅及び建物のポリゴンと番地のみを記載すると共に、
- C 縮尺を圧縮して広い鳥瞰性を備えた地図を構成し、
- D 該地図を記載した各ページを適宜に分割して区画化し、
- E 付属として索引欄を設け、
- F 該索引欄に前記地図に記載の全ての住宅建物の所在する番地を前記地図上における前記住宅建物の記載ページ及び記載区画の記号番号と一覧的に対応させて掲載した、
- G ことを特徴とする住宅地図。

2) 本件発明の意義

本件発明の技術的意義は、従来の住宅地図においては、建物表示に住所番地及び居住者氏名も全て併記されていたため、肉眼でも判別可能な実用性を確保するために縮尺度を低いものにする必要があり、これに伴って全体として地図の大型化や大冊化を招き、この大型化や大冊化が氏名の記載変更作業の实地調査に係る人件費と相俟って住宅地図を高価格なものとし、更に氏名の公表を希望しない住人についても住宅地図に氏名を登載してしまうこととなるため、プライバシーの保護という点からも問題を有し、また、従来の住宅地図の付属の索引は、住所の丁目及びそれぞれの丁目に該当するページだけが掲載されていたため、「目的とする居住地（建物）を探し出す作業」（検索）が、煩雑で面倒であり、迅速さに欠け、非効率な作業となっていたという課題があったことから、本件発明の住宅地図は、この課題を解決するため、検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については、居住人氏名や建物名称の記載を省略し、住宅及び建物のポリゴンと番地のみを記載することにより、縮尺度の高い、広い鳥瞰性を備えた構成の地図とし（構成要件B及びC）、地図の各ページを適宜に分割して区画化した上で、地図に記載の全ての住宅建物の所在番地を、住宅建物の記載ページ及び記載区画を特定する記号番号と一覽的に対応させた付属の索引欄を設ける構成（構成要件DないしF）を採用することにより、小判で、薄い、取り扱いの容易な廉価な住宅地図を提供することができ、また、上記索引欄を付すことによって、全ての建物についてその掲載ページと当該ページ内の該当区画が容易に分かるため、簡潔で見やすく、迅速な検索の可能な住宅地図を提供することができるという効果を奏することである（判決文第34～35頁）。

以下、図を用いて本件発明の実施の形態を示す。

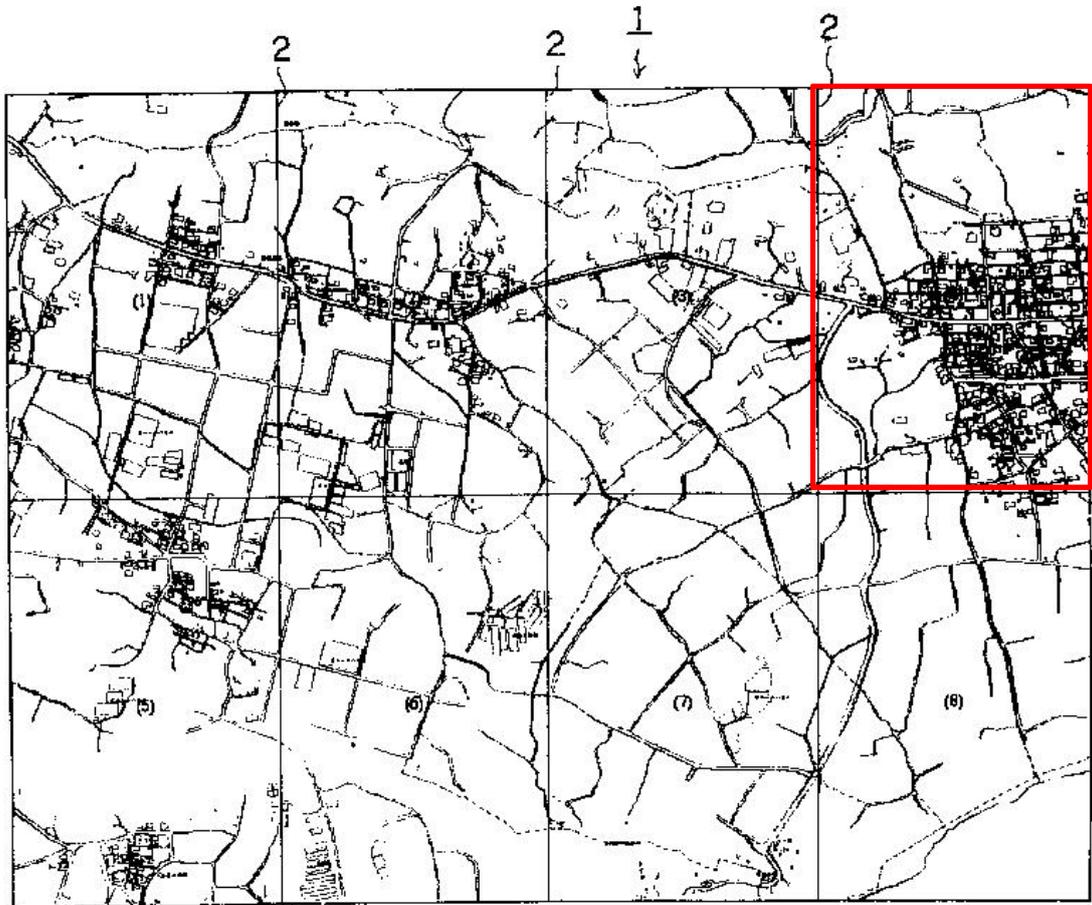
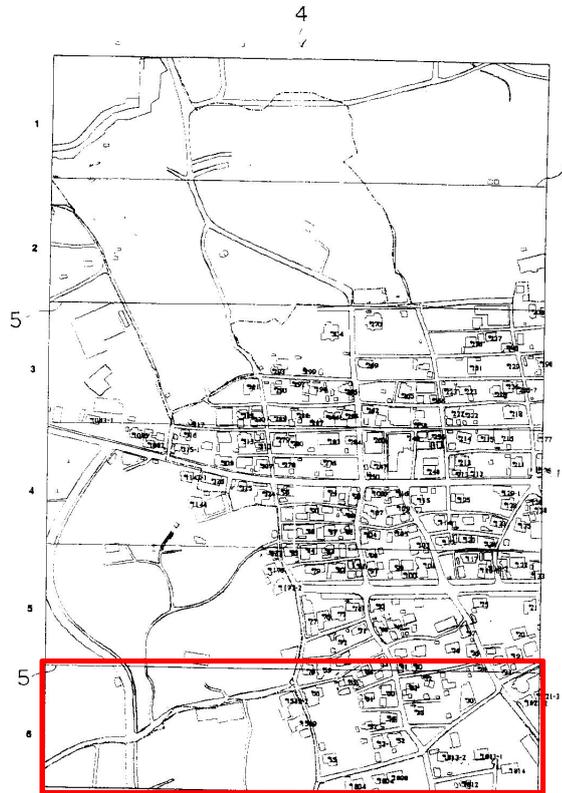


図1：本件明細書等の図1

図1は、本件住宅地図のページの一例を示す。当該ページで示されるのは、「縮尺を圧縮して広い鳥瞰性を備えた地図」（構成要件C）の具体例である。

上段右端の区分の中央には(4)と書かれ、当該区分は第4区分であることを示す。第4区分の番地付きの詳細図は、その区分番号(4)で示す4頁に掲載されている。

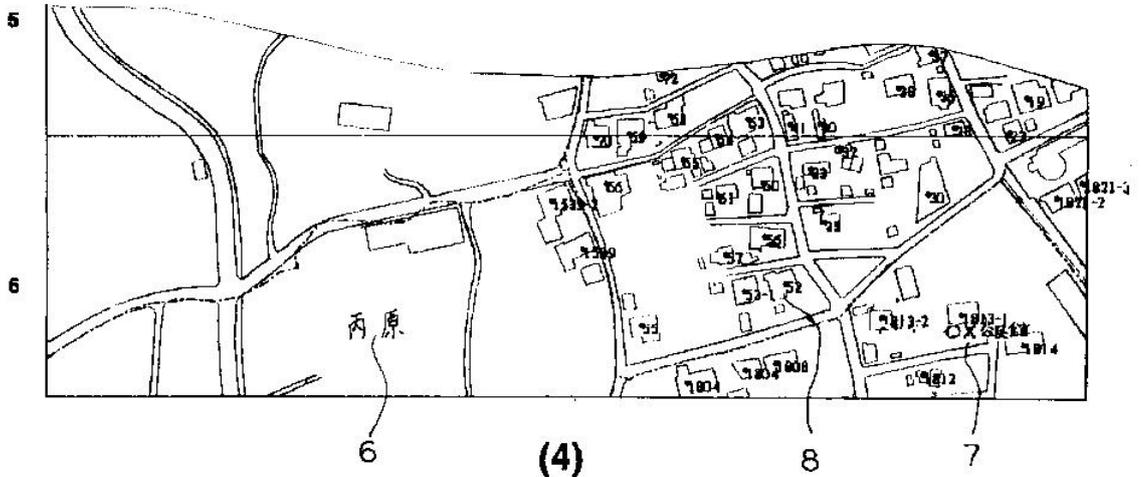


(4)

図2：本件明細書等の図2

図2は第4区分の番地付きの詳細図を掲載した4頁の例である。詳細図は上下方向に6つに区画化されている（構成要件D）。

最下段の区画の左側には「6」と記載されており、当該区画が第6区画であることを示している。



(4)

図3：本件明細書等の図3

図3は第6区画の拡大図である。符号8で示すのは、丙原58番地の建物である。図3には、居住人氏名や建物名称の記載は省略され、住宅及び建物のポリゴンと番地のみが記載されている（構成要件B）。

字名	住居番地	頁	区画	住居番地	頁	区画	住居番地	頁	区画
甲原	8~14-5	1	4	17-2	2	3	18~19	1	4
	20	1	6	21~67	1	4	91~100-4	2	3
	155-2~3	2	4	156-3~158-2	2	6	182-3~184-3	2	4
	188-2~195	3	3	237-2~237-4	2	6	238	2	4
	239-2~244	2	6	370-1	3	3	372-2	3	3
	424~425-4	1	1	444~447	1	4	448	2	4
	449~451	1	4	452~455	1	2	471-1	1	4
	472-1	2	3	480~491	2	4	513~560	2	2
	567-2~574-3	3	3	596~606-3	2	3	607~623	2	4
	627~636	2	3	646~647	2	4	734	3	3
乙原	23~104	1	2	105~133	1	3			
丙原	19~29	4	5	30~70	4	6	85~94	4	5
	96	4	3	97~101	4	3	103~116	4	4
	117~118-3	4	5	120~129-1	4	4	132~133	4	5
	135-276	4	4	278~280	4	3	282~288	4	4
	289~293	4	3	294~304	4	4	307~326	4	3
	327	4	5	1050~1071	3	4	1082~1083-3	4	3
	1089-1~1104	3	4	1143-1~1144	4	3	1176~1176-2	4	5
	1539-2	4	5	1539~1821-3	4	6			

図4：本件明細書等の図4

図4は索引欄（構成要件E、F）の一例である。当該索引は字名、住居番地、並びに、当該住居番地の地図が掲載されている頁番号（記載ページ）及び区画番号（区画の記号番号）が対応付けられて掲載されている。

例えば、丙原58番地の住宅が表示された地図を見るためには、4頁の6区画を見ればよいことを示す。

以上のような構成により、「小判で、薄い、取り扱いの容易な廉価な住宅地図を提供することができ、また、上記索引欄を付すことによって、全ての建物についてその掲載ページと当該ページ内の該当区画が容易に分かるため、簡潔で見やすく、迅速な検索の可能な住宅地図を提供することができるという効果を奏する」。

3) 経過

本件発明に係る特許出願（特願平8-271986号）の経過は、以下のとおりである。

- 平成 8年10月15日 出願，審査請求
- 平成11年 8月24日 拒絶理由通知
- 平成11年10月21日 意見書，補正書提出
- 平成13年 4月10日 拒絶理由通知

平成13年 6月 7日 意見書, 補正書提出
平成14年10月 8日 拒絶査定
平成14年11月 6日 拒絶査定不服審判請求
平成18年 1月24日 拒絶理由通知
平成18年 3月27日 意見書, 補正書提出
平成18年 4月18日 審決
平成18年 4月28日 登録

3. 被告プログラム

被告プログラムは、ユーザ端末にインストールされているWebブラウザを介してユーザ端末のディスプレイに地図を表示できるようにした地図プログラムである。「Yahoo! 地図」との名称のWebページにアクセスしたユーザがインターネット上において無料で被告プログラムを利用して、被告地図を利用可能となっている。

被告プログラムを利用して、目的の範囲の被告地図を表示するには、複数の方法がある。1つの方法として、表示させたい位置の住所を都道府県、市区町村、字町丁目、番地又は地番の順で選択入力する方法がある。

例えば、トップ画面で「東京」を選択すると、東京都の市区町村の一覧を含む画面が表示される。当該画面で「世田谷区」を選択すると、世田谷区の町名の一覧を含む画面が表示される。同様な操作を繰り返し、「桜丘」、「1丁目」、「2番」を選択すると、以下、図5の画面が表示される。



図5

図5に示した画面において、「…1丁目2」の右横の「地図」を選択すると、図6に示す画面が表示される。

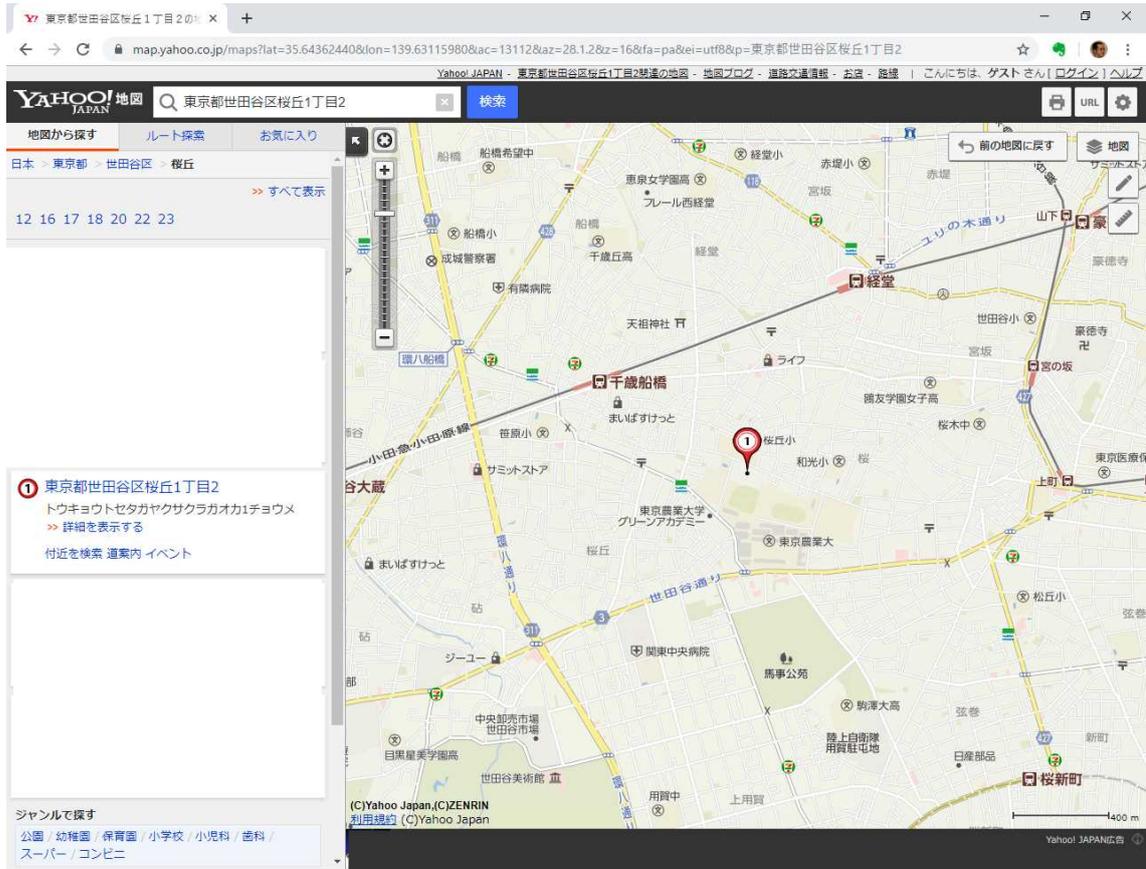


図 6

図 6 に示す画面に表示された地図では、住宅や建物の輪郭が表示されていない。図 6 に示した画面において、12号を意味する「12」を選択すると、図 7 に示す画面が表示される。

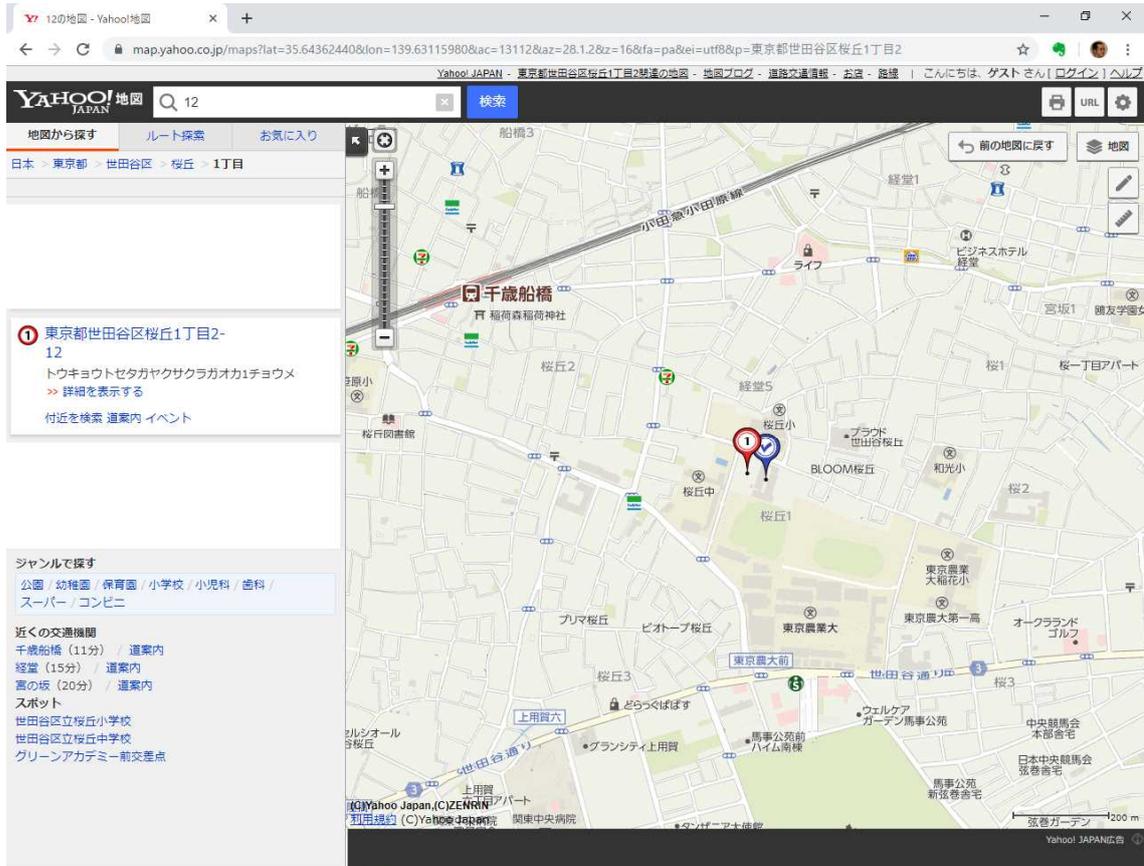


図 7

図 7 に示す画面に表示された地図では、住宅や建物の輪郭が表示されている。

※図 5～図 7 は、Yahoo!地図 (<https://map.yahoo.co.jp/>，ヤフー株式会社) にアクセスして入手した画像である。

4. 争点

争点は、以下のとおりである。

- (争点 1) 被告地図の本件発明の構成要件充足性
- (争点 2) 均等論
- (争点 3) 被控訴人による侵害行為の有無
- (争点 4) 無効の抗弁の成否
- (争点 5) 控訴人の損害額

裁判所は、争点 1 を構成する複数争点のうち、

- (争点 1 - 4) 構成要件 D の充足性

- (争点1-6) 構成要件F充足性及び争点2について判断した。

5. 裁判所の判断

(1) 本件発明の技術的意義について

ア 控訴人の主張

控訴人は、本件発明の技術的思想(技術的意義)は、「検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については居住人氏名や建物名称の記載を省略し住宅及び建物のポリゴンと番地のみを記載すると共に、縮尺を圧縮して」(本件発明の構成要件B及び構成要件Cの前半)という構成により、「記載スペースを大きく必要とせず」(本件明細書の【0039】)、これにより「広い鳥瞰性を備えた地図を構成」(構成要件Cの後半)する点にある旨を主張した。

イ 裁判所の判断

裁判所は、「控訴人の上記主張は、本件明細書において、従来の住宅地図の付属の索引には、住所の丁目及びそれぞれの丁目に該当するページだけが掲載されていたため、「目的とする居住地(建物)を探し出す作業」(検索)が、煩雑で面倒であり、迅速さに欠け、非能率であるという課題があったこと【0003】、本件発明は、上記課題を解決するための手段として、地図の各ページを適宜に分割して区画化した上で、地図に記載の全ての住宅建物の所在番地を、住宅建物の記載ページ及び記載区画を特定する記号番号と一覽的に対応させた付属の索引欄を設ける構成(構成要件DないしF)を採用(下線は筆者、以下同様)したことにより、全ての建物についてその掲載ページと当該ページ内の該当区画が容易に分かるため、簡潔で見やすく、迅速な検索を可能としたという効果を奏すること【0039】の開示があることを考慮しないものであるから、採用することができない。」と判断した。

(2) 構成要件Dの充足性について

ア 「区画化」について

(ア) 控訴人の主張

控訴人は、構成要件Dの「区画化」とは、「線」などによりユーザに見えるように区画を表示してユーザが区画を容易に認識できる構成を意味するものではなく、ユーザの目に見える形であるか否かを問わず、ページを任意の形に区分することを意味すると解すべきである旨を主張した。

(イ) 裁判所の判断

裁判所は、「本件発明の特許請求の範囲の記載(構成要件DないしF)及び本件明

細書の開示事項によれば、本件発明の構成要件Dの「区画化」とは、地図が記載されている各ページについて、記載されている地図を線その他の方法によって仕切って複数の区画に分割し、その各区画に記号番号を付し、利用者が線その他の方法及び区画の記号番号により、当該ページ内にある複数の区画の中の当該区画を認識することができる形で複数の区画に分割することを意味するものと解するのが相当である。」と判断した。

イ 充足性の判断

裁判所は、「被告地図が表示された画面から、被告地図のデータが複数の区画に分割されていること及びその分割された区画の範囲を認識することはできない。仮に、縮尺レベル19の住宅地図及び縮尺レベル20の住宅地図がそれぞれ構成要件Dの「該地図を記載した各ページ」に該当するとしても、利用者は、画面に表示されている地図を見ているのであって、線その他の方法及び区画の記号番号により、ページにある複数の区画の中で、検索対象の建物が所在する地番に対応する区画を認識することができるとはいえない。被告地図において「メッシュ化」がされていて、また、被告地図に係るデータが複数のデータとして管理されているとしても、被告地図プログラムの構成（分説）及び前記アに照らし、利用者は、「メッシュ化」されている範囲や区分されたデータを通常認識しないだけでなく、それらに対応する区画の記号番号を認識することはない。したがって、被告地図において、線その他の方法及び区画の記号番号により、ページにある複数の区画の中で、検索対象の建物が所在する地番に対応する区画を認識することができるとはいえない。そうすると、前記に照らし、被告地図において、「各ページ」が、「適宜に分割して区画化」されているとはいえない。これらによれば、被告地図について、構成要件Dの「適宜に分割して区画化」がされているとは認められない。」とし、被告地図は構成要件Dを充足しないと判断した。

(3) 構成要件Fの充足性について

裁判所は、「構成要件Fの「記載区画の記号番号」の文言から、構成要件Fの「記載区画」にいう「区画」は、それぞれ特定の「記号番号」を有するものと理解できる。しかるところ、前記(1)ウ認定のとおり、被告地図は、構成要件Dの「適宜に分割して区画化」されているとの構成を充足しているものと認めることはできない。」と述べた。さらに、「被告地図が表示される画面には、各番及び各号に対応して、当該地点に係る緯度、経度、都道府県及び市区町村の住所コード、町、丁目、番又は号の番号を示した数字に加え、縮尺レベル16に係る情報を含むURLへのハイパーリンクが設定されていることが認められるが、上記URLの情報は、特定の地点を示す情報であって、検索対象の建物が記載されたページ及び区画を特定する記号番号ではな

い。」と述べ、被告地図は構成要件Fを充足しないと判断した。

(4) 均等論について

ア 本件発明の本質的部分について

裁判所は、「本件発明の技術的意義に鑑みると、本件発明の本質的部分は、検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については、居住人氏名や建物名称の記載を省略し、住宅及び建物のポリゴンと番地のみを記載することにより、縮尺度の高い、広い鳥瞰性を備えた構成の地図とし（構成要件B及びC）、地図の各ページを適宜に分割して区画化した上で、地図に記載の全ての住宅建物の所在番地を、住宅建物の記載ページ及び記載区画を特定する記号番号と一覽的に対応させた付属の索引欄を設ける構成（構成要件DないしF）を採用することにより、小判で、薄い、取り扱いの容易な廉価な住宅地図を提供することができ、また、上記索引欄を付すことによつて、全ての建物についてその掲載ページと当該ページ内の該当区画が容易に分かるため、簡潔で見やすく、迅速な検索の可能な住宅地図を提供することができる点にある」と認定した。

イ 均等論の第1要件について

裁判所は、「被告地図においては、前記2(1)ウ及び(2)認定のとおり、地図を記載した各ページを線その他の方法及び記号番号によりユーザの目に見える形で複数の区画に仕切られておらず、索引欄に住宅建物の所在番地の記載ページ及び区画の記号番号がユーザの目に見える形で掲載されていないため、構成要件D及びFを充足せず、ユーザが所在番地の記載ページ及び区画の記号番号の情報から検索対象の建物の該当区画を探し、区画内から建物を探し当てることのできないから、このような索引欄を利用した迅速な検索が可能であるということとはできない。」と述べた上で、「被告地図は、本件発明の本質的部分を備えているものと認めることはできず、被告地図の相違部分は、本件発明の本質的部分でないということとはできないから、均等論の第1要件を充足しない。」と判断した。

6. 結論

裁判所は、「被告地図は、少なくとも本件発明の構成要件D及びFを充足するものとは認められず、また、被告地図は本件発明の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとは認められないから、本件発明の技術的範囲に属するものと認めることはできない。したがって、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がないから、控訴人の請求を棄却した原判決は相当である。」とし、控訴を棄却する判決をした。

7. 考察

本件発明は、紙冊子の住宅地図が前提である。しかし、電子地図について全く念頭になかったわけでもなく、明細書には電子住宅地図についての記載がある。

しかし、電子住宅地図についての記載は、作成方法に分量が割かれており、表示についての記載は乏しい。段落【0037】に、「パソコン13のキーボードから氏名を入力すれば、その人物の居住する建物を中心にした地図がパソコン13の表示装置に表示され、その人物の居住する建物にマークが付されて、そのマークが点滅する。」との記載があるのみである。

また、出願当初の請求項には、電子データを用いた住宅地図の作成方法についての請求項があったものの「区画化」、「区画の記号番号」について特定事項はなく、電子住宅地図においても地図データが区画化されているかは不明であり、明細書も記載がなかった。

以上のことから、紙の住宅地図が前提である請求項1に係る発明を電子地図に適用するには、やや無理があったのではないだろうか。

ただし、特許庁が、ソフトウェア関連発明を「記録媒体」クレームとして発明の対象と認めるようになったのは、平成9年4月1日以降である。本件特許の出願時には、ソフトウェア関連発明は特許の対象として認められていなかったため、本件明細書等において、電子住宅地図について詳細な記載をしなかったことは止むを得ないとする。

以上